

一般社団法人アナウンス発声協会 賛助会員規則

(本会の目的と本規則の目的)

第1条 一般社団法人アナウンス発声協会（以下「本会」という）は、結婚・育児で現場を離れたアナウンサーやシニア世代等からプロフェッショナルな人材を活用し、国語教育や日常生活で補えない、声で正しく伝える力を、子どもたちをはじめ広く社会に届けることで、円滑なコミュニケーション及び心身の健康に寄与し、健全な未来社会を創造することを目的とする。

2 本規則は、定款第3章に定めた会員の規定に基づき、前条を目的とする本会の主旨に賛同し、支援する賛助会員について、入退会に関する手続その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(会員資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、当会の趣旨に賛同し、当協会の活動の円滑な実施に協力しようとする個人または法人とする。

(入会の手続と会員資格の取得)

第3条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

2 入会が承認された会員は、入会承認日において会員たる資格を取得する。ただし、入会金及び年会費の支払が支払期日までになされなかった場合は入会承認の効力は失効し、会員資格は認められないものとする。

(年会費等)

第4条 賛助会員の入会金・年会費は以下のとおりとする。

賛助会員（個人） 入会金 5,000円 年会費 一口30,000円（二口以上も可）

賛助会員（法人） 入会金10,000円 年会費 一口100,000円（二口以上も可）

2 入会金及び年会費は、本会が送付する請求書に記載された支払期日までに一括して支払うものとする。振込手数料は会員の負担とする。

(会員資格の有効期限)

第5条 会員は1年単位（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）とし、中途入会の場合は、会員資格取得日から最初に到来する3月31日までとする。ただし、特に申し出

がない限り、次年度の年会費を本会が送付する請求書に記載された支払期日までに一括払いすることを条件に、会員資格を1年間延長するものとし、以後も同様とする。なお、この場合の振込手数料は会員の負担とする。

(議決権)

第6条 賛助会員は本会の総会における議決権は持たない。

(入会不承認)

第7条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本会は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に虚偽の記載がある場合
- (2) 競合他社・個人による著作権・知的財産権の侵害の恐れがある場合
- (3) 本会の名誉を著しく傷つける行為や会員としての品位を損なう行為が認められると判断した場合
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者。詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する等、公序良俗に反する行為を行っているとは判断される個人や団体、またはそれに準ずる者
- (5) 政治的、宗教的な目的で利用する恐れがあると認められる場合
- (6) その他本会が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

(会員の禁止行為)

第8条 会員は入会にあたり、次に掲げた行為をしてはならない。

- (1) 本会、または他会員及び第三者の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為
- (2) 本会の活動を通じて、他会員や講師の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為や使用する行為
- (3) 本会の運営・活動を妨げる行為
- (4) 本会に類似する事業の準備を目的とした行為
- (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく恐れのある行為
- (6) 法令又は公序良俗に反する行為
- (7) その他、本会が不適切と判断する行為

(会員資格の喪失)

第9条 本会の会員資格は、会員資格の有効期限が延長されることなく満了した場合、除名、

退会、会員の死亡により喪失する。

(除名)

第8条 本会は、会員が前条各項の一つに該当すると認めた場合、総会決議にて本会会員を除名することができる。

2 総会決議により除名されたときは、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して通知したときに会員たる資格を喪失する。

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

2 会員は、会員資格の喪失後も未履行の義務についてはこれを免れることはできない。

3 会員資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

4 会員資格の喪失後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(会員の個人情報)

第11条 本会は、個人情報法及びその他の慣例法令並びに各ガイドラインを遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき、個人情報の保護に努める。

(連絡先の登録)

第12条 会員として本会と住所・電話番号・電子メール・LINE・facebook メッセンジャー・その他連絡をする場合、登録情報と同一のアドレスを使用し、変更の際には速やかに届け出る。登録と異なるアドレスで連絡した場合、当該会員に不利益、損害が発生しても、本会は一切の責任を負わないものとする。

(著作権その他知的財産権の帰属)

第13条 本会のプロジェクトにより本会のサイトに掲載される全ての情報、内容、商標、ロゴマーク等に関する著作権、商標権、その他の知的財産権は、全て本会に帰属する。

(守秘義務)

第14条 会員は本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報や運営に関

する内容を、会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(免責及び損害賠償)

第15条 本会は、会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。会員が他会員や第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、本会に損害を与えることのないものとする。会員が本規約に反した行為、不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相応の損害賠償請求を行うことができる。

(規約変更)

第16条 本会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、社員総会の決議を経て、本規則を変更することができる。

2 本会により追加・変更された条文は、本会のウェブサイトに掲示し告知する。

2021年 10月 7日制定